

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2017年度一般入学試験（前期募集・8月21日分）－

試験科目：民法

1. 出題趣旨

売買契約において、債務不履行があった事例において、設問1は、解除の法的根拠と解除するために行うべき行為を、設問2は、解除した場合の売買契約の当事者間の法律関係について、設問3は、解除した者と上記売買契約を前提に目的物を買った第三者との間の法律関係について問うものであるが、いずれも契約解除に伴う基本的な法律問題である。

設問1は、買主Bには履行遅滞の債務不履行があることを指摘した上、売主Aが解除するための法的根拠として民法541条を挙げ、同条によれば、Aが解除を行うためには、①相当の期限を定めて、②履行の催告を行い、③その期限までに履行がないときは契約解除の意思表示を行うことを答えさせるものである。設問2は、売買契約が解除された場合、民法545条1項が定める解除の遡及効により売買契約は最初から無効となり、各当事者は原状回復請求権を有するところ、その法的性質は不当利得返還請求権であり、Aは、Bに対し、既に引渡し済みの本件機械の引渡しを求め、さらに、同条3項により得べかりし利益を失ったことなどによる損害賠償請求をすることができることを答えさせるものである。設問3は、民法545条1項ただし書きに規定する第三者とは、最高裁判例によって、「解除された契約から生じた法律効果を基礎として、解除までに新たな権利を取得したものであって、対抗要件を備えた者」と解されていることを前提に、Cが上記第三者に該当するので、Aは、Cに対し、本件機械の引渡しを求めることができないことを答えさせるものである。

2. 採点実感

民法540条以下に定める契約解除の基本的な論点に関する出題であったため、おおむね各設問の出題趣旨を理解した上で、結論として正解を答えていた。しかしながら、設問1については、当事者の合意によって売買代金の支払期限が1週間延期されたことを正しく理解しないで、支払期限が3月31日であることを前提に、1週間延期されたことを催告としてとらえ、改めて541条に定める催告が不要であるとす誤った解答も数例みられた。また、設問2については、結論は記載されているものの、解除の効果が契約を最初から無効にするものであること、各当事者が有する原状回復請求権の法的性質が不当利得返還請求権であること、解除した当事者は、損害賠償請求権をも有することを指摘する答案は多

くはなかった。これらをきちんと記載し、更には、本件機械の引渡しまでの使用料相当損害金を請求できることまで触れている答案には高得点が与えられた。設問3については、上記1に記載した545条1項ただし書きの第三者の定義をきちんと記載した上で、事例に基づきCが第三者に当たるとの具体的当てはめを行っている答案は少なかった。

3. 学習方法

教科書から学ぶ法律論は、社会で生起する具体的な法律的紛争を解決するためのものである。具体的な紛争の解決には、教科書で学んだ民法の基本的な法律論とそれぞれにおいて重要な概念についての定義をきちんと理解した上で、それを踏まえて具体的事実を当てはめて、論理的に結論を導いていく必要がある。その意味において、民法の教科書に記載されている法律論をよく勉強し、基本的な理論やキーとなる概念の定義を必ず覚えて身に付けておく必要があるし、それらの勉強がとても大切であることを認識すべきである。